

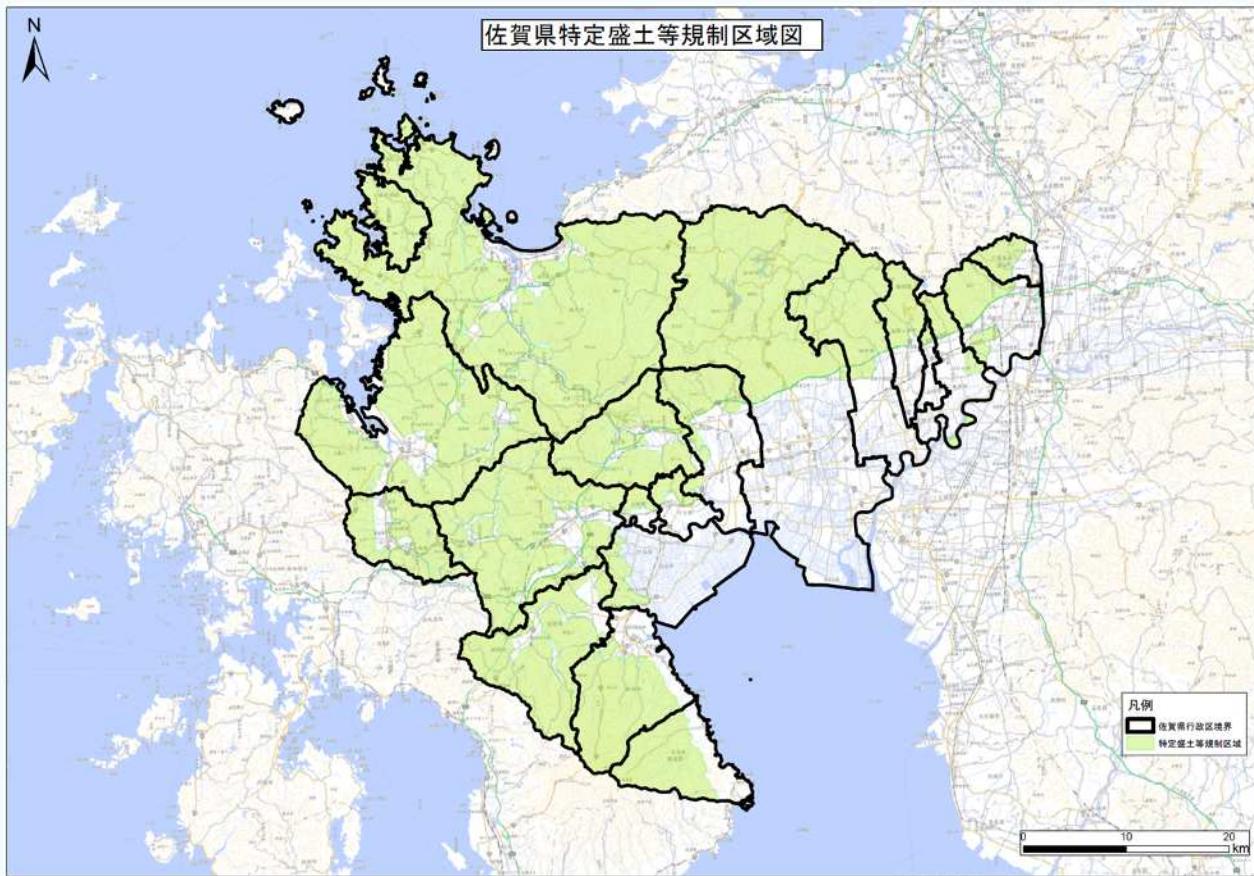
## 令和8年1月5日から盛土規制法の運用を開始します。

佐賀県では、盛土等に伴う災害を防止し、住民の生命及び財産の保護を図るため、令和8年1月5日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の規制区域を指定し、運用を開始します。

令和8年1月5日（月）以降に、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合、工事着手前に許可や届出が必要となります。

都市計画法に基づく開発許可の要件を満たす場合は、開発許可をもって、盛土規制法のみなし許可となりますので、開発許可の申請と別に盛土規制法の許可申請を行う必要はありません。ただし、その場合でも、盛土規制法に基づく中間検査、定期報告等の手続が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

### 佐賀県の規制区域



出典：全国最新写真（シームレス）（地理院タイル、国土地理院）

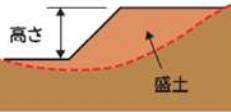
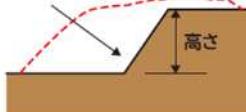
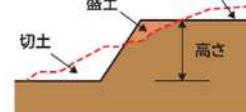
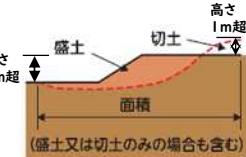
- 山間部を中心に盛土規制法に基づく特定盛土等規制区域を指定します。（宅地造成等規制区域はありません）
- 区域指定外で不適切な盛土等が発見された場合、直ちに区域拡充等の対応を行います。
- 規制区域内では、区域指定前に行われた盛土等も含め、土地所有者等に盛土等を常時安全な状態に保全する責務があります。

# 許可・届出の対象となる盛土の規模

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 例:宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設設置のための盛土・切土 等

届出

許可

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時 に行い、高さが 2m超 崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土を する土地の面積が 500m <sup>2</sup> 超 となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

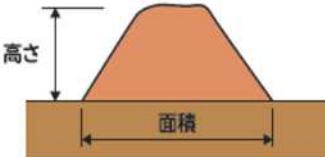
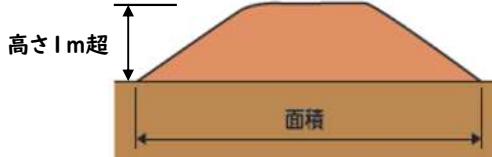
※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

※⑤の場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超のものが対象です。

〈一時的な土石の堆積〉 例:ストックヤードにおける仮置き 等

届出

許可

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m <sup>2</sup> 超 1500m <sup>2</sup> 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m <sup>2</sup> 超 3000m <sup>2</sup> 超 となるもの
イメージ図		

※⑦の場合、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が1m超のものが対象です。

規制区域の指定時に現に盛土等の工事を行っている場合

令和8年1月5日に許可・届出対象と同規模の盛土等を行っている場合は、  
令和8年1月26日までに工事内容を届出する必要があります。

区域の詳細、手続、申請窓口などについてはホームページをご覧ください。

総合窓口 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 盛土担当

☎ 0952-25-7180

<ホームページ>

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115406/index.html>



佐賀県HP